

# 適正な取引の確保及び輸送の安全を阻害する行為の防止等のための省令等の改正について

貨物自動車運送事業における安全対策について、トラック事業者による輸送の安全確保対策に加えて、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者の協力の下、対策を講じていくこととするべく、自動車局において取組を検討してきました。

この度、本日付で、省令及び標準貨物自動車運送約款の改正その他以下の取組を実施することとしましたのでお知らせいたします。

## 1 貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正

貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正し、以下の条文を新たに追加しました。

### (適正な取引の確保)

第九条の四 一般貨物自動車運送事業者等は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

## 2 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」の制定

運送契約に際して、運送業務、附帯業務、運賃、料金等についての重要事項について、荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者とトラック運送事業者の間で書面により共有することをルール化(「書面化」)するべく、ガイドラインを制定し、書面化の趣旨、書面の記載要領等を明らかにしました。

## 3 標準貨物自動車運送約款の改正

標準貨物自動車運送約款について、以下のような改正をしました。

(1) 荷主、元請事業者、貨物利用運送事業者からの運送状の発出を原則化

(2) 附帯業務の内容を明確化 等

## 4 荷主、元請事業者、利用運送事業者への通達・要請

経済団体、元請・利用運送事業者団体に対して、書面により、安全阻害行為の防止、書面化等への協力を求めていきます。

## 5 スケジュール

省令・告示の公布、ガイドラインの公表、通達の発出:平成26年1月22日

施行:平成26年4月1日

○ 標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
（運送状等）	（運送状等）	（運送状等）
<p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> <p>四 運賃、料金、燃料サーキュレーション、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項</p> <p>五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号</p> <p>六 運送状の作成地及びその作成の年月日</p> <p>七 高価品については、貨物の種類及び価額</p> <p>八 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>九 運送保険に付することを委託するときは、その旨</p> <p>十 その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> <p>2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要ないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。</p>	<p>第八条 荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> <p>四 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> <p>五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号</p> <p>六 運送状の作成地及びその作成の年月日</p> <p>七 高価品については、貨物の種類及び価額</p> <p>八 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>九 運送保険に付することを委託するときは、その旨</p> <p>十 その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> <p>2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。</p>	<p>第八条 荷送人は、当店の請求があつたときは、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> <p>四 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払に関する事項</p> <p>五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号</p> <p>六 運送状の作成地及びその作成の年月日</p> <p>七 高価品については、貨物の種類及び価額</p> <p>八 品代金の取立てを委託するときは、その旨</p> <p>九 運送保険に付することを委託するときは、その旨</p> <p>十 その他その貨物の運送に関し必要な事項</p> <p>2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出を請求しないときは、当店に前項各号に掲げる事項を明告しなければなりません。</p>
第三十二条 （略）	第三十二条 （略）	第三十二条 （略）
2 個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その	2 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対	2 個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対

他の事業所の店頭に掲示します。

(車両留置料)

第三十三条の二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受け人の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間）を含む。）に応じて、当店が別に定める車両留置料を收受します。

第三章 附帯業務

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛け金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、検査及び検品その他貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を收受します。

2 (略)

(新設)

第三章 附帯業務

(附帯業務)

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛け金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管その他貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を受けた場合には、実際に要した費用を收受します。

象とするものを除く。）を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

# 荷主勧告に係る荷主の行為類型とは？

- 違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであること
- その他違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められること

荷主が事業者に対し優越的な地位や継続的な取引等を利用し、次のような行為を実行

## ① 非合理的な到着時間の設定

荷主の原因で積荷が準備できておらず、出発時間が遅延しても、到着指定時間は変更されず、指図書の変更もされなかった。荷主には無理な運行となることを説明したが、到着時間は変更されなかった。

## ② やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

配送地点毎に厳しい着時間の指定があり、延着の場合は商品買い取りのペナルティがあった。配送地点毎で荷主が行う荷卸しに時間がかかり、その結果、運行が過酷になり、運転手は基準の休息時間が確保できず、拘束時間も1日16時間を超過するものが頻発する状況となった。

## ③ 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼

荷主担当者から、当初予定していた貨物量の倍の貨物を輸送するよう荷捌き場で指示された。そのため、運送を断ろうとしたら、取引解消を示唆され恫喝され、やむなく運送した。

## ④ 恒常に発生する待ち時間に対して改善措置を行わない場合

待ち時間が毎日2時間も発生しており、ドライバーの拘束時間が改善基準告示の限度時間を超過する日がある。荷主に対して、時間設定や積み込み場所を工夫するようお願いしたが、取引解消を示唆されたため、やむなく従った。

## ⑤ 荷主が事業者に対し、違反行為を指示、強要等

現場に行き過積載が判明して、もう1台準備するように提案したが、対応してもらえたかった。そのため、運送を断ろうとしたら、取引解消を示唆され恫喝され、やむなく運送した。

事例毎に荷主勧告の要件に該当するか否かを判断し、発動!!